

3歳児クラス以上をご利用の保護者様

## 【新型コロナウイルス感染拡大防止における登園自粛要請期間中に欠席された場合の副食費減額措置について】

日頃より保育園運営にご理解ご協力を賜り、ありがとうございます。  
令和2年4月に引き続き、3歳児クラス以上をご利用の方が、5月の登園自粛要請期間中（令和2年5月1日～令和2年5月31日）において、家庭保育にご協力頂き、欠席された場合の副食費の減額措置について下記の通り対応させていただきますのでよろしくお願い致します。

・上記期間において、令和2年5月の欠席数を確認後、副食費を再計算し、変更が生じる子どもには、保護者に通知し、事務所にて現金にて返金し、減額調整させていただきます。

※ 副食費等の未納がある場合は、先にそちらに充当しますのでご了承下さい。

※ 副食費が減額になる場合の計算式

徴収額 = 4,500円 - (各月ごとの指定期間内における欠席数 × 200円)  
但し、上記計算式で求めた金額が500円を下回る場合は500円

※ 今後、新型コロナウイルス感染第2波などによる家庭保育のお願いが自治体より発令になった場合も同様に、当該期間の欠席数を確認後、副食費を再計算し、返金対応とさせていただきます。

ながさわ保育園  
園長 中瀬弦偉